

入札説明書

令和7年10月10日、堺市社会福祉事業団ホームページに掲載した堺市立南こどもリハビリテーションセンター設備運転監視業務の入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書により実施する。

1 契約担当

〒590-0137

堺市南区城山台5丁1番4号

堺市立南こどもリハビリテーションセンター

社会福祉法人 堺市社会福祉事業団

事務局 (担当者：谷・渡辺・濱本)

TEL 072-294-7942

2 競争入札に付する事項

(1) 入札件名

堺市立南こどもリハビリテーションセンター設備運転監視業務

(2) 履行内容等

別紙仕様書のとおり。

(3) 入札方式

郵送による条件付一般競争入札

(4) 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで。

ただし、本業務には継続性があるため、一定の期間を定めて落札業者と次の入札までの間、引き続き年度ごとに随意契約を行う方法を採用する。今回の期間は、令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間とする。なお、各年度において本業務に係る予算の措置がなされない場合は、随意契約の締結を保証するものではない。

(5) 最低制限価格

設定しない。

3 競争入札参加資格

下記の①～⑥まで満たす者のうち、堺市内に本社、本店、支店、営業所のいずれかを有する者

①地方自治法施行令第167条の4及び堺市契約規則第3条の規定に該当しない者

②令和7年度の堺市物品調達、委託等入札参加の種目「051006設備運転監視」に登録している者

③入札参加申込みの締切日から開札日までの間、「堺市入札参加有資格者の入札参加停止等に関する要綱」に基づく入札参加停止又は入札参加回避の措置を受けていない者

④入札参加申込みの締切日から開札日までの間、「堺市契約関係暴力団排除措置要綱」（平成24年制定）に基づく入札参加除外の措置（経過措置を含む）を受けていない者

⑤当該業務の入札者（契約に関する権限等を委任された受任者を含む）が、他の入札者（契約に関する権限等を委任された受任者を含む）を兼ねていないこと（同一代表者が同一業務に参加することができません。）

⑥仕様書に基づき、信義に従い誠実に業務を履行できる者

4 入札関係書類の配布

本入札に参加する者は、下記のとおり入札関係書類を受け取らなければならない。

（1）配布期間

令和7年10月10日から令和7年10月31日まで

（2）配布方法

堺市社会福祉事業団ホームページ（<https://www.scswa.jp>）「入札情報」からダウンロードすること。

5 入札参加の申込み

本入札への参加を希望する者は、入札関係書類を熟読の上、下記のとおり提出すること。

（1）提出書類

ア 入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）

イ 誓約書

ウ 承諾書（様式1）

エ 承諾書（様式2）

オ 印鑑証明書（発行日から3か月以内のもの、複写不可）

カ 審査結果通知用530円分切手

（2）提出期限

令和7年10月31日（金）まで（当日消印有効）

※提出期限後の消印による提出書類は、一切受け付けられません。

（3）提出先

前記1の契約担当

（4）提出方法

「一般書留」「簡易書留」のいずれかの方法により郵送すること。

※封筒（様式は問わない。）の表面には「入札参加資格確認申請書在中」と記載し、裏面に住所及び会社名を記載すること。

※上記以外の提出方法（普通郵便、持参等）での提出は、一切受け付けられません。

6 仕様書等に関する質問

仕様書等について質問があるときは、所定の様式にて、前記5（1）の入札参加資格確認申請書に同封して送付すること。※電話・メール・FAXでの質問は受け付けられません。

7 入札参加資格確認結果通知書等の交付

前記5の入札参加の申込みを行った者に対し、下記(2)の送付書類を簡易書留にて送付する。

(1) 送付予定日

令和7年11月11日(火)

(2) 送付書類

- ア 入札参加資格審査結果通知書(以下「通知書」という。)
- イ 入札書
- ウ 入札書(記入例)
- エ 入札書封入用小封筒(長形3号)(以下、「内封筒」という。)
- オ 入札書郵送用大封筒(角形2号)(以下、「外封筒」という。)
- カ 入札書の郵送方法
- キ 委任状
- ク 入札辞退届
- ケ 質問に対する回答

※入札に参加資格のない者には通知書のみ送付する。

8 入札書の提出(別紙、入札書の郵送方法を参照すること。)

下記のとおり、入札書を郵送すること。

(1) 入札書の記載について

- ア 入札は事業団指定の入札書にて行うものとし、これによらない場合は失格とする。
- イ 入札金額は単年度の総価を税抜金額で記載すること。
- ウ 本入札は、最低制限価格を設定しない。
- エ 会社の所在地(住所)、名称(商号)及び代表者職氏名を記入のうえ、代表者印(実印)を鮮明に押印すること。

(2) 提出期限

令和7年11月26日(水)午後5時30分(必着)

※提出期限後に到着した入札は無効となるので、余裕をもって提出すること。

(3) 提出先

前記1の契約担当

(4) 提出方法

- ア 「一般書留」「簡易書留」のいずれかの方法により郵送すること。
- イ 封筒は、前記7で交付する内封筒及び外封筒を使用すること。
- ウ 内封筒には、必要事項を記入・押印した入札書を封入し、割印(封筒裏面に3箇所)は入札書に押印した印鑑を使用すること。
- エ 外封筒には、厳封した内封筒を封入のうえ郵送すること。
- オ 内封筒及び外封筒の裏面には必ず住所及び会社名を記載すること。

- ※ 上記以外の方法（普通郵便、持参等）で提出された入札書は、無効とする。
- ※ 一度提出された入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

9 入札の辞退

入札参加の申込後、入札書の提出までの間に入札を辞退する場合は、令和7年11月26日（火）までに入札辞退届を前記1の契約担当まで郵送（必着）すること。

10 入札の無効

次のいずれかに該当する場合、入札は無効となるため、郵送前に十分確認のうえ郵送すること。

- (1) 提出期限を過ぎて入札書が到着した場合
- (2) 「一般書留」、「簡易書留」以外の方法で入札書を提出した場合
- (3) 提出された入札書が2枚以上の場合
- (4) 入札書の記入事項について、必要な文字を欠き、又は判読できない場合
- (5) 入札書に必要な記名押印がない場合
- (6) 入札金額を改ざんし、又は訂正している場合
- (7) 入札に参加する資格のない者が入札した場合
- (8) 鉛筆等、訂正容易な筆記用具を用いて入札書へ記入している場合
- (9) 事業団が指定した入札書を使用していない場合
- (10) その他入札に関する条件に違反した場合

11 開札等

(1) 開札の日時

令和7年11月28日（金） 午前11時00分

(2) 開札の場所

堺市南区城山台5丁1番4号

堺市立南こどもリハビリテーションセンター 3階研修室

(3) 開札

予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、入札価格が最も低い者を落札者とする。

(4) 開札への立会い

開札は公開とし、入札参加者の内、開札への立会いを希望する者は立会うことができる。ただし、開札場所への入室は1者1名とし、代表者が立会う場合は、前記7で交付した通知書及び入札書に押印した印鑑（代表者印）を、代理人が立会う場合は、前記7で交付した通知書、委任状及びその委任状に押印した受任者の個人印（代理人個人の認め印）を持参すること。

(5) 同価の場合の取扱い

開札の結果、落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、その場で直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。代表者がくじに参加する場合

は、入札書に押印した印鑑（代表者印）を、代理人がくじに参加する場合は、委任状とその委任状に押印した個人印を持参するものとし、くじを実施する前に委任状を事業団へ提出するものとする。なお、当該入札者のうちくじを引かない者（印鑑を持参していない者、開札に立会っていない者及び代理人が立会いする場合で委任状を提出しない者を含む。）があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない事業団職員にくじを引かせるものとする。

1.2 再度入札

初度の開札で落札者の決定に至らなかった場合は再度、郵便による入札を行う。

(1) 入札書提出期限

令和7年12月19日（金） 午後5時30分（必着）

(2) 開札日時

令和7年12月23日（火） 午前11時00分

(3) その他の要領

初度の開札と同様とする。

1.3 その他

(1) 事業団へ提出する書類に虚偽の記載をした場合は、「堺市入札参加有資格者の入札参加停止等に関する要綱」に準拠し、事業団の契約に係る入札参加停止等の措置を行うこととする。

(2) 入札参加者は地方自治法、同法施行令、堺市社会福祉事業団経理規程、仕様書、契約書（案）、入札説明書等の内容及びその他契約条件を熟知のうえ入札に参加すること。

(3) 入札保証金

免除とする。ただし、落札者が正当な理由なく制限までに契約を締結しないときは落札金額の100分の3に相当する額の違約金を徴収するものとする。

(4) 契約保証金

要（契約初年度（令和8年度）の契約金額の100分の5以上）

ただし、下記のア～ウに該当する場合は、免除する場合がある。

ア 保険会社との間に事業団を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書を提出したとき。

イ 過去2年間に、国、地方公共団体その他公法人又は公益法人と種類及び規模をほぼ同じくする契約を1回以上締結し、これらをすべて誠実に履行したとき。

ウ 契約金額が、1,000,000円以下であるとき。

(5) 入札の中止等

入札に関して、入札参加資格を満たす者が一者に満たない場合、入札参加者が不当な行為を行った場合、又は不正な行為を行ったおそれが非常に強い場合等、本入札を公正に執行することができないと判断されるときは、入札の執行を延期又は中止することがある。

- (6) 契約締結に際しては、見積書（内訳書を含む）、堺市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を提出すること。
- (7) 落札決定後、契約締結までの期間において、落札者が次のア～エに該当した場合は契約を締結しない。
- ア 堺市入札参加有資格者の入札参加停止等に関する要綱に基づく入札参加停止等を受けた場合
 - イ 堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく、入札参加除外を受けた場合
 - ウ 上記（6）記載の書類を提出しない場合
 - エ 上記、ア～ウのほか、入札参加資格を満たさなくなった場合
- (8) 指定管理者の指定および予算の成立
- 本入札に係る契約の締結に当たっては、堺市の令和8年度予算の成立を条件とし、予算が成立しなかった場合は、本入札は無効とし、一切の費用を事業団は補填しない。
- (9) 契約の締結日
- 本入札は、各年度の予算成立を前提に準備行為として行うものであるため、契約締結日は、当該年度の前年度2月下旬以降の日とする。